

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 2 9 号
発行日 令和 5 年 3 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○告 示

- ・綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託解約告示
(環境保全課)・・・1
- ・綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託解約告示
(環境保全課)・・・2
- ・綾部市し尿くみ取券売りさばき業務委託に関する告示
(環境保全課)・・・3
- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・4
- ・令和 5 年 3 月綾部市議会定例会招集告示
(総務課)・・・5
- ・綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱の一部改正
(定住・地域政策課)・・・6
- ・綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱の一部改正
(防災・危機管理課)・・・15
- ・綾部市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正
(消防本部警防課)・・・16

○公 告

- ・公示送達
(税務課)・・・18
- ・公示送達
(税務課)・・・19
- ・森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の縦覧について
(林政課)・・・20

- ・令和 5 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について
(学校教育課)・・・23
- ・公示送達
(税務課)・・・40
- ・綾部農業振興地域整備計画変更の縦覧について
(林政課)・・・41
- ・治山工事（今田町地区）条件付一般競争入札について
(監理課)・・・42
- 教育委員会告示
 - ・令和 4 年度第 1 1 回綾部市教育委員会招集告示
・・・52
- 選挙管理委員会告示
 - ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 5 0 分の 1 の数
・・・53
 - ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数
・・・54
 - ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数
・・・55

綾部市告示第5号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年2月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 売りさばき人

氏 名	住 所
村上 敏夫	綾部市大島町沓田11番地の3

2 解約日 令和5年1月31日

綾部市告示第6号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年2月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 売りさばき人

氏 名	住 所
岸見 金一	綾部市相生町23番地の4

2 解約日 令和5年1月31日

綾部市告示第7号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年2月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
岸見 第右	綾部市相生町23番地の4

2 委託期間 令和5年2月1日から令和5年3月31日まで。

綾部市告示第8号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年2月9日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0601-12001・01
令和4年 4月 1日	綾0903-65005・03

綾部市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和5年2月27日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和5年2月20日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第16号

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱（令和元年綾部市告示第166号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

綾部市長 山崎善也

第2条第2号オ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項」に改め、同条第3号イ中「期間」の次に「（当該期間以外の期間のうち東京都区部内に所在する事業所に就職した者に東京都区部の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。以下同じ。）に在学していた期間があるときは、当該期間に東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間を加えた期間）」を加え、同条第4号及び第5号を次のように改める。

（4）指定事業者 京都府移住支援事業補助金交付要綱第2条第4号アの規定により京都府知事が指定する事業者をいう。

（5）移住先就業・一般 第6号に定めるものを除き、次のいずれにも該当する就業をいう。

ア 指定事業者に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項で規定する被保険者として新たに雇い入れられること。

イ アの事業者の事業所（東京圏外に所在するものに限る。）において業務に従事すること。

ウ 移住者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業者における就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金を申請した日において連続して3月以上在職していること。

オ 京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」又は他の都道府県のマッチングサイトに掲載された求人（移住支援金対象求人の記載があるものに限る。）に応募したことで開始された就業であること。

カ 本事業の対象になる旨が明示された求人に応募したことで開始された就業であること。

キ 指定事業者が京都府知事の指定を受けた日以降に指定事業者の求人に応募したことで開始された就業であること。

ク 補助金の交付を申請した日から継続して5年以上就業する意思を有している就業であること。

第2条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 移住先就業・プロフェッショナル人材 第4号及び前号に定めるものを除き、次のいずれにも該当する就業をいう。

ア 「京都府中小企業事業継続・承継支援強化事業」を利用した移住及び就業であること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金を申請した日において連続して3月以上在職していること。

ウ 離職することが前提でないこと。

(7) テレワーク移住 移住者がその転入前に就業していた事業者の業務に引き続き従事するときの転入であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 移住者が雇用保険法第4条第1項で規定する被保険者であること。

イ 自らの所属する事業者等からの命令ではなく、自己の意思による転入であること。

ウ 移住者が所属する事業者が移住者に資金を提供している場合、内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)を財源に充当していないこと。

第3条第1号中「就業」の次に「(一般・プロフェッショナル人材)、テレワーク移住」を加え、同条第2号中「就業」の次に「(一般・プロフェッショナル人材)又はテレワーク移住」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 補助金の交付を申請した日から、本市に継続して5年以上居住する意思を有している者

第3条に次の2号を加える。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない者

(5) 日本国籍を有する者又は外国籍を有しており、かつ永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有している者
様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付申請書（請求書）

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付を受けたいので、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所	〒	
メールアドレス		電話 番号

2 内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯員の数 （申請者含む）	人	補助金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業
請 求 額	単身 600,000円 / 世帯 1,000,000円		

3 各種確認事項（A. B. どちらか該当する方に○を付けてください）

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 3 条各号の該当の有無	A. 該当する B. 該当しない
申請日から 5 年以上継続して、綾部市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
（就業・一般の場合のみ記載） 就業先の事業者の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族に該当しない B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワーク移住の場合のみ記載） 綾部市への移住の意思について	A. 自己の意思である B. 所属先事業者等からの命令である

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

7 振込口座

振込口座	金融機関名	支 店 名	預金種別	普通・当座・その他 ()
	銀行 金庫 農協	本店	口座番号	
			ふりがな	
		支店	口座名義	

※ゆうちょ銀行の場合は、必ず振込用の店名と口座番号を記入してください。

別紙 1

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

⑩

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 綾部市移住者就業・起業支援補助金に関する報告及び立入調査について、京都府及び綾部市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に綾部市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に綾部市以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2

個人情報の取扱いについて

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に際して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第●号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

別紙 3

年 月 日

綾部市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名		
勤 務 者 住 所		
勤 務 先 所 在 地		
勤 務 先 電 話 番 号		
就 業 開 始 年 月 日		※テレワーク移住の場合は 記入不要
応 募 受 付 年 月 日		
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用	
勤 務 者 の 移 住 の 意 思	<input type="checkbox"/> 所属先事業者等からの命令による移住ではない	
テ レ ワ ー ク 移 住 者 へ の 資 金 提 供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対しデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創 生テレワークタイプ）を財源とした資金提供をしていない	
勤 務 者 と 代 表 又 は 取 締 役 な ど の 経 営 を 担 う 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当し ない	※（就業・プロフェッショナル 人材）の場合は記入不要

綾部市移住者就業・起業支援補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び綾部市の求めに応じて、京都府及び綾部市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

告 示

様式第4号中「㊥」を削り、

「

世帯員の数 (申請者含む)	人	補助金の種類	就業 ・ 起業
交付を受けた金額	単身 600,000円 / 世帯 1,000,000円		

を

」

「

世帯員の数 (申請者含む)	人	補助金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業
交付を受けた金額	単身 600,000円 / 世帯 1,000,000円		

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年3月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（別紙2に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第3条の規定は、令和4年4月1日以後に転入をした者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

綾部市告示第 17 号

綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱（平成 16 年綾部市告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号中「綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第 6 条」を「綾部市自主防災組織育成事業費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第 6 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 18 号

綾部市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成 7 年綾部市告示第 29 号)の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応)

第 20 条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。また、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知すること。

別表第 1 備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 2 年から 3 年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 座学部分については、eラーニングや、オンラインによる双方向の L I V E 講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、おおむね 1 か月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	---

別表第 1 の 2 備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として 80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>4 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>5 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、おおむね 1 か月以内に、対面による実技講習</p>
-----	--

告 示

	<p>等（180分）を受講することで、修了証を交付することができる。</p> <p>6 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
--	---

別表第1の3備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、おおむね1か月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで、修了証を交付することができる。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	---

別表第2その他の応急手当の項中「頸椎保護」の次に「、すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物」を加え、同表備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>4 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、おおむね1か月以内に、対面による実技講習等（420分）を受講することで、修了証を交付することができる。（座学講習について、その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする。）</p> <p>5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	--

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

綾部市公告第6号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第7号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第8号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年2月6日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

綾部市林政課、綾部市ホームページ

3 本公告により、綾部市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

【別紙】

番号	大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の存続期間	備考
集 03-001	五泉町	宮ノ奥	1 番 1	不明	不明	山林	0.62	スギ/ヒノキ/ザツ	53/53/81	15 年	
集 03-001	五泉町	宮ノ奥	2 番 1	261	と	山林	0.03	スギ/ザツ	53/81	15 年	
集 03-002	五泉町	宮ノ奥	2 番 2	261	と	保安林	0.53	ヒノキ	53	15 年	
集 03-002	五泉町	宮ノ奥	19 番	261	ぬ	保安林	1.08	スギ/ザツ	67	15 年	
集 03-002	五泉町	宮ノ奥	20 番 1	261	ぬ	保安林	0.43	スギ	68	15 年	
集 03-002	五泉町	宮ノ奥	21 番 1	261	ぬ	保安林	1.58	スギ/ザツ	67	15 年	
集 03-003	五泉町	宮ノ奥	2 番 3	261	と	保安林	1.83	スギ/ザツ/ヒノキ	63/66/37	15 年	
集 03-003	五泉町	宮ノ奥	13 番	261	る	保安林	0.48	スギ/ヒノキ/ザツ	64/64/52	15 年	
集 03-003	五泉町	宮ノ奥	14 番 1	261	る	保安林	0.83	スギ/ヒノキ/ザツ	64/64/52	15 年	
集 03-004	五泉町	宮ノ奥	3 番	261	ち	保安林	0.47	スギ/ザツ	40/70	15 年	
集 03-004	五泉町	宮ノ奥	4 番	261	ち	保安林	1.39	スギ/ザツ/ヒノキ	40/70/40	15 年	
集 03-004	五泉町	宮ノ奥	7 番	261	ち	保安林	0.59	スギ/ザツ/ヒノキ	61/63/63	15 年	
集 03-004	五泉町	宮ノ奥	8 番	261	ち	保安林	0.54	スギ/ザツ/ヒノキ	59/76/54	15 年	
集 03-004	五泉町	宮ノ奥	10 番	261	る	保安林	2.3	スギ/ザツ/ヒノキ	63/91/49	15 年	
集 03-004	五泉町	宮ノ奥	16 番	261	る	山林	0.23	スギ/ザツ	43	15 年	
集 03-005	五泉町	宮ノ奥	6 番	261	ち	保安林	1.69	スギ/ザツ/ヒノキ	64/65/58	15 年	
集 03-005	五泉町	宮ノ奥	18 番 6	261	り	保安林	0.39	スギ/ザツ	66/56-76	15 年	
集 03-005	五泉町	宮ノ奥	21 番 5	261	ぬ	保安林	0.47	スギ/ヒノキ/ザツ	49/49/51	15 年	
集 03-006	五泉町	宮ノ奥	9 番	261	り	保安林	0.94	スギ/ザツ	59-67/65-76	15 年	
集 03-006	五泉町	宮ノ奥	18 番 11	261	り	保安林	0.73	スギ/ザツ	58/63	15 年	

公 告

番号	大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の存続期間	備考
集 03-006	五泉町	宮ノ奥	18 番 1	261	り	保安林	0.39	スギ/ザツ	59/65	15 年	
集 03-006	五泉町	宮ノ奥	20 番 7	261	ぬ	保安林	0.17	スギ	49	15 年	
集 03-006	五泉町	宮ノ奥	20 番 9	261	ぬ	保安林	0.2	スギ/ヒノキ	49/51	15 年	
集 03-006	五泉町	宮ノ奥	21 番 7	261	ぬ	保安林	0.29	スギ/ヒノキ/ザツ	49/49/51	15 年	
集 03-007	五泉町	宮ノ奥	11 番	261	る	保安林	0.17	スギ/ヒノキ	41-64/41	15 年	
集 03-007	五泉町	宮ノ奥	12 番	261	る	保安林	0.18	スギ/ヒノキ	41-64/41	15 年	
集 03-008	五泉町	宮ノ奥	15 番 1	261	る	保安林	1.3	スギ/ザツ	62	15 年	
集 03-009	五泉町	宮ノ奥	18 番 10	261	り	保安林	1.27	スギ/ザツ	58/76	15 年	
集 03-010	五泉町	宮ノ奥	18 番 13	261	り	保安林	0.23	スギ	59	15 年	
集 03-010	五泉町	宮ノ奥	20 番 8	261	ぬ	保安林	0.19	スギ/ヒノキ	49	15 年	
集 03-011	五泉町	宮ノ奥	18 番 5	261	り	保安林	0.42	スギ/ザツ	66/76	15 年	
集 03-012	五泉町	宮ノ奥	18 番 8	261	り	保安林	0.44	スギ/ザツ	59/76	15 年	
集 03-012	五泉町	宮ノ奥	20 番 4	261	ぬ	保安林	0.56	スギ/ヒノキ	49	15 年	
集 03-012	五泉町	宮ノ奥	21 番 6	261	ぬ	保安林	0.16	スギ/ヒノキ	49	15 年	
集 03-013	五泉町	宮ノ奥	18 番 9	261	り	保安林	0.53	スギ/ザツ	59/66	15 年	
集 03-014	五泉町	宮ノ奥	20 番 3	261	ぬ	保安林	0.35	スギ/ザツ	67/81	15 年	
集 03-015	五泉町	宮ノ奥	21 番 2	261	ぬ	保安林	0.16	スギ/ザツ	67/52	15 年	
集 03-016	五泉町	宮ノ奥	21 番 4	261	ぬ	保安林	0.61	スギ/ヒノキ/ザツ	49/49/51	15 年	
集 03-017	五泉町	宮ノ奥	21 番 8	261	ぬ	保安林	0.21	スギ/ザツ	56	15 年	
集 03-018	五泉町	家尻	20 番 1	不明	不明	山林	0.13	スギ	56	15 年	

綾部市公告第9号

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和5年2月7日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）について、委託業者の選定にあたり別添「令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

令和5年度

飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザル実施要領

令和5年2月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外への渡航が困難になったことにより、『中学生海外派遣事業』の代替事業として綾部市（以下「本市」という。）が発注する『令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）』に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）

(2) 業務内容

別添1 令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に係る仕様書のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで

(4) 委託料上限額

3,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

＊この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(5) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 浪越
TEL：0773-42-4323
FAX：0773-43-0991
e-mail：gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去3年以内（令和元年12月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和5年2月7日（火）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和5年2月13日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和5年2月16日（木）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和5年2月22日（水）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和5年3月2日（木）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
令和5年3月2日（木）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和5年3月10日（金）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市教育委員会会議室
令和5年3月15日（水）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和5年3月下旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2 令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧のとおり

(2) 提出方法等

- ① 提出期限：令和5年2月22日（水）午後5時15分【**必着**】
- ② 提出方法：持参又は郵送による
 ※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 ※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配付

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配付

(2) 配付期間

令和5年2月7日（火）から令和5年2月22日（水）まで
 ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	10点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
合 計	40点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年3月2日（木）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査日

令和5年3月10日（金）

通知予定日：令和5年3月2日（木）

(4) 時間配分

参加者ごとに約35分間

①機材等の準備（5分）

②企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

③質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

①審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点

企画提案内容 (80点)	①総合的な支援体制・支援内容	15点
	②安全管理体制	15点
	③添乗業務、移動手段など	5点
	④事前説明会、事前・事後研修会など	5点
	⑤研修期間中の研修内容など	15点
	⑥仕様書に示された業務内容に対する代替案、独自提案など	10点
	⑦見積金額	15点
	合 計	100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年3月15日(水)

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和5年2月13日(月)午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (6) 回答期限：令和5年2月16日(木)

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポータルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届(様式任意)を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム 「中学生国内留学」業務）に係る仕様書

【全体事業概要】

1 目 的

綾部市の教育の特色の一つである国際理解教育の一環として、広い視野と国際感覚を持ち、国際社会に生きる力を養うことを目的に実施する。

2 主 催

綾部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3 概 要

（1）期間

令和5年8月1日（火）～8月11日（金）のうち3泊4日

（2）研修先

日本国内

（3）研修内容

①海外での英語による授業や体験活動の疑似体験

②英語を母語（第一言語）とする外国語講師等との交流

（4）研修生徒および市随行者

令和5年度に綾部市立中学校に在籍している2年生、3年生 15名程度

綾部市役所職員 1名

受託者添乗員 2名（男性、女性各1名とする）

4 事前説明会、事前研修会について

（1）事前説明会

研修生徒、保護者に派遣先の情報や研修準備、質疑応答等の説明会を行う。

（2）事前研修会

研修生徒に対し、研修までに1回以上の事前研修会及び1回の英会話研修会を行う。

5 応募資格

（1）令和5年度に綾部市立中学校に在籍している生徒であること。

（2）本人が積極的に研修参加を希望し、保護者の同意が得られること。

（3）積極的に学習しようとする意思を持ち、規律ある行動ができること。

（4）市外での諸活動に耐えられる健康状態であること。

（5）事前研修会等に必ず参加できること。

（6）綾部市の代表として参加し、現地での体験を学校や地域において、積極的に生かす意欲のあること。

【委託業務内容】

1 業務名

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで

3 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。ただし、必要と認められる事項については、教育委員会と協議するものとする。

(1) 行程、研修内容の企画・手配

研修施設等で海外研修の疑似体験や語学研修を行うため、研修施設等と研修の実施に必要な契約、手続き等を行うこと。

緊急時にはレンタカーもしくは同等手段を手配すること。

随行者の宿泊先ホテルの選定にあたっては、研修生と同一の宿泊施設とすること。

その他、教育委員会との連絡調整や業務を実施するために必要な諸手続業務全般を行うこと。

(2) 研修期間における移動や研修地での添乗業務（綾部市役所発～綾部市役所着まで）

添乗員は、現地での研修生徒の引率、世話、調整等を行うとともに、緊急の場合には適切に対応すること。添乗員は、男女1名以上とし、教育旅行に添乗経験のある者が望ましい。

(3) 研修生徒及び保護者への事前説明会

令和5年6月中に研修生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施すること。なお、説明会の会場は教育委員会が用意する。

(4) 研修生徒に対する事前研修会

令和5年7月中に、研修生徒に対し、1回以上の事前研修会及び1回の外国人講師による英会話研修を行うこと。なお、研修会の会場は教育委員会が用意する。

(5) 旅行手続代行業務

バスの予約及び航空券の手配等、研修生及び随行者の移動手段に必要な手続きを行うこと。

(6) 国内旅行保険の手配

(7) 研修生徒募集における広報資料（パンフレット等）を520部作成し教育委員会へ提出すること。

(8) 行程の状況を写真も含め、随時、綾部市のホームページ等に掲載すること。

(9) 業務終了後、研修中の写真を含めた事業報告書を20部作成し、教育委員会へ提出すること。

【その他留意事項】

1 受託者選定後、教育委員会と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し、契約締結を行うものとする。

2 本業務委託にかかる費用は、業務完了後に書面をもって委託料の請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、業務の遂行にあたり概算による前払いが必要な経費についてはこの限りではない。

3 業務の実施にあたり、国内における旅行業法その他関連する各種法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。

- 4 業務の実施にあたり、教育委員会と常に綿密な連絡をとること。また、緊急連絡体系図を作成し、教育委員会に提出すること。
- 5 業務の実施にあたり、その方針及び条件に疑義が生じた場合には、教育委員会と協議し明確にするとともに、教育委員会の指示に従わなければならない。
- 6 業務の遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ること。
- 7 担当者の変更については、速やかに教育委員会にその旨を報告し、承諾を得なければならない。また、後任への引継ぎは、以後の業務に支障のないように慎重に行わなければならない。
- 8 業務の実施にあたり、何らかの問題が生じた場合には、教育委員会に速やかに連絡し指示を仰ぐとともに、その対処に努めなければならない。なお、その責が受注者にある場合の費用については受注者の負担とする。
- 9 業務の実施にあたり、内容に変更が生じる場合は速やかに教育委員会と協議するものとする。なお、変更に伴う委託料については、教育委員会と協議により決定するものとする。
- 10 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、事業を延期又は中止する場合がある。なお、延期又は中止による日程、行先及び委託料の変更については、教育委員会と協議により決定するものとする。

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務(未来応援プログラム「中学生国内留学」業務)に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類	様式等	提出部数	記載事項、留意事項	項目など	審査項目との対比
1 参加申請書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと ○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること ※「総括管理者」：総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」：総括管理者の下で実務等を行う者 ①経験年数、保有資格 本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格を記載すること ②同種又は類似業務の実績 過去に従事した本業務と同種又は類似業務のうち、過去3年以内のものについて記載すること ③担当する業務体制など 本業務の遂行に係る業務体制などを適宜記載すること	一次審査③ 二次審査・業務実施体制②	
2 業務を行う者の資格、経歴及び実績	【様式2】	正本1・副本5	○下記の事項について記載すること ①総合的な支援体制・支援内容 本業務の目的を達成するための総合的な支援体制・支援内容 ②安全管理体制 研修期間中の安全性の確保、緊急時の対応など ③添乗業務、移動手段など 添乗員の業務内容。バス、航空等の移動手段など ④事前説明会、事前研修会など 保護者、生徒への事前説明会、事前研修の企画、提案内容 ⑤研修期間中の研修内容など 現地での研修カリキュラム内容についての提案など ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること	一次審査④ 二次審査・企画提案内容① 二次審査・企画提案内容② 二次審査・企画提案内容③ 二次審査・企画提案内容④ 二次審査・企画提案内容⑤ 二次審査・企画提案内容⑥	
3 企画提案書	様式任意 (A4版)	正本1・副本5	○見積金額は、要領2の(4)の委託料上限額の範囲内とし、積算内訳書を添付すること ○正本には必ず日付を記載の上、代表者印を押印すること ○見積書は税抜き表記とし、以下の内容を記載すること ①研修生及び随行者の宿泊費、食費及び移動にかかる費用 ②添乗員にかかる費用 ③研修施設利用及び講師派遣等にかかる費用 ④その他、本事業の実施に必要な経費	二次審査⑦ 二次審査・企画提案内容⑦	
4 見積書	様式任意	正本1・副本5	○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること ○業務実績書に記載した業務に係る契約書の写しを添付すること ○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類	一次審査①・② 二次審査・業務実施体制① 一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
5 会社概要・業務実績書	【様式3】	正本1・副本5	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和4年4月1日以降のもの	一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
6 財務諸表	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
7 登記簿謄本	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
8 納税証明書	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①	

※提出書類のうち、6財務諸表、7登記簿謄本及び8納税証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。

【様式 1】

参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1・本様式】	正本1
2	業務を行う者の資格、経歴及び実績【様式2】	正本1・副本5
3	企画提案書	正本1・副本5
4	見積書	正本1・副本5
5	会社概要・業務実績書【様式3】	正本1・副本5
6	財務諸表	正本1
7	登記簿謄本	正本1
8	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業 務 を 行 う 者 の 資 格 、 経 歴 及 び 実 績

役 割	氏 名	年 齢	経 験 年 数	保 有 資 格
総括管理者		歳	年	
	同種又は類似業務の実績			
	担当する業務体制など			
主任担当者		歳	年	
	同種又は類似業務の実績			
	担当する業務体制など			
主任担当者		歳	年	
	同種又は類似業務の実績			
	担当する業務体制など			

※表が不足する場合は適宜追加のこと。

【様式3】

会 社 概 要

令和4年12月1日現在

商号又は名称	
住 所	
創 業	年 月 日
営 業 年 数	年
貸借対照表 総 資 本 額	千円
損益計算書 税引前当期利益	千円
常勤職員の数	人

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業 務 実 績 書

過去3年以内（令和元年12月1日以降）において、中学生、高校生を対象とした英語研修業務
又はそれに類する業務の受注実績

	1	2	3
業 務 名			
契 約 金 額	円	円	円
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 機 関 名			
業 務 の 概 要 等			

※契約書の写しを添付すること。

【様式4】

質 問 書

令和5年度飛び立て！中学生海外派遣業務（未来応援プログラム「中学生国内留学」業務）に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各者1回とします。

※質問書は、令和5年2月13日（月）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和5年2月16日（木）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止に努め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を自らが行い、発注者が承諾した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者が、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

綾部市公告第10号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年2月7日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第11号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、綾部農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画書並びに提出意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供する。

令和5年2月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

令和5年2月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告第12号

災害に強い森づくり事業、治山工事（今田町地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年2月28日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第504 137号 |
| (2) 工事名 | 治山工事（今田町地区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市今田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 治山工事
補強土工 A=116.0m ²
かご枠工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和5年3月29日から
令和5年3月31日まで（3日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年2月28日(火)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は840円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年3月3日(金)午前9時から午後6時まで

令和5年3月6日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月3日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年3月10日(金)から

令和5年3月13日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年3月15日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年3月20日(月) 午前9時から午後6時まで
令和5年3月22日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年3月23日(木) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

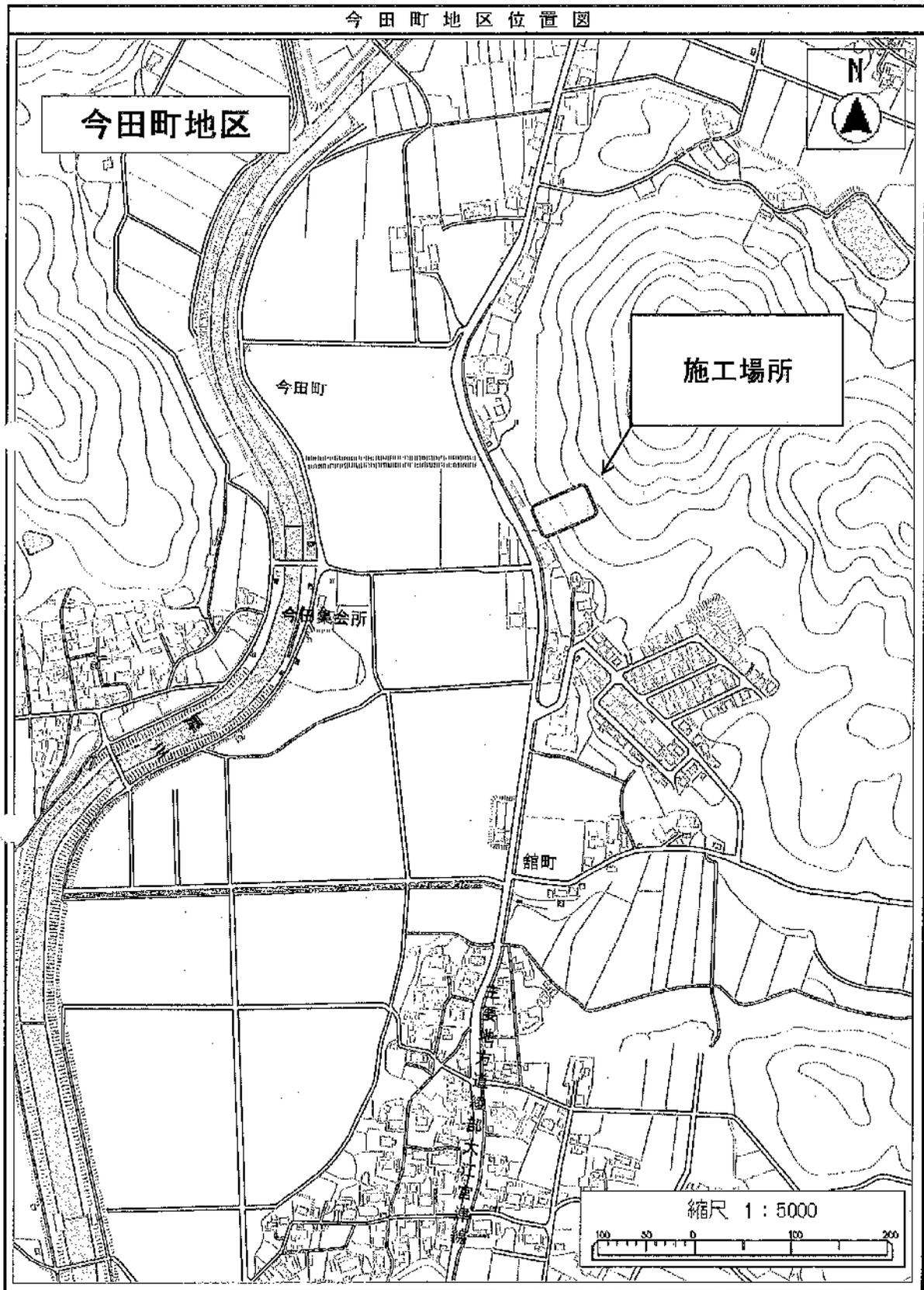
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第11回（2月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年2月14日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年2月17日（金）15時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第1号 綾部市立幼稚園設置条例の一部改正について
 - ・議第2号 綾部市立幼稚園規則の一部改正について
 - ・議第3号 綾部市教育委員会公印規則の一部改正について
 - ・議第4号 綾部市個人情報保護条例施行規程の制定について
 - ・議第5号 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ・議第6号 令和5年度綾部市一般会計予算について
 - ・議第7号 令和4年度綾部市一般会計補正予算（第9号）について
 - ・議第8号 管理職人事議案について

綾部市選挙管理委員会告示第1号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

543人

綾部市選挙管理委員会告示第2号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9, 048人

綾部市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 524人